

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 8 日

各 位

BIM ライブラリ技術研究組合事務局

BIM ライブラリ技術研究組合第 3 回総会(通常総会)資料の参考送付

BIM ライブラリ技術研究組合の組合員の皆様には、平素から当組合の研究活動にご理解、ご参加、ご協力いただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の標記総会は、新型コロナウイルス感染症対策に鑑みて、書面による出席(書面による議決参加)をお願いいたしており、正式な総会資料一式(議案書、決議書、2020 年度活動報告書等)を、代表権のある方に別途送付しております。

また皆様には、標記資料を参考送付致しますので、ご質問、ご意見等がございましたら、6 月 14 日(月) 18:00 までにメールでお問い合わせ願います。いただいたご質問、ご意見等に 6 月 17 日(木)までに回答いたします。

記

送付及びダウンロード資料

以上

資料 「令和 3 年度定時総会の資料」

参考資料 1 「BIM ライブラリ技術研究組合 令和 2 年度活動報告書」(ダウンロード)(約 46MB)
<https://blcj.or.jp/> > 組合員ページ(要パスワード) > 各部会会議資料・議事録「総会資料等」

参考資料 2 「BLCJ BIM オブジェクト標準 ver.2.0 の整理・0528 案」
(この資料は今年度の主要な活動目標である BLCJ BIM オブジェクト標準 ver2.0 に
関して 5 月 28 日開催の技術運営委員会に示されたものです。)

参考資料 3 「建設通信 BIM 特集 5 月 28 日付(BLCJ 分)」

お問い合わせ先 BIM ライブラリ技術研究組合 事務局(吉澤、野崎、平田、福島、山中)

吉澤 yoshizawa@bmmc.or.jp

野崎 nozaki@bmmc.or.jp

平田 hirata-m@blcj.or.jp

福島 fukushima@bmmc.or.jp

山中 yamanaka@blcj.or.jp

(参考)決議書に係る Q&A

NO.	質問と回答
1	【問】 決議書は、代理者を指定して回答できますか。 →書面で決議を行う場合(決議書を記載する場合)は、代理者の指定は行えません。ご注意ください・ →NO.6 も参照してください。
2	【問】 事務所が分散している場合、決議書に記載する住所はどこの住所を記載するのでしょうか。 →本社所在地(技術研究組合に申請時の住所)を記載して下さい。
3	【問】 代表取締役が株主総会で交代する場合、誰を記載するのでしょうか。 →決議書の記載日付(本年 6 月 23 日の提出までの日付け)の代表取締役での記載をお願いします。
4	【問】 決議書の氏名欄に押印は必要でしょうか。 →必要です。手続きをお願いします。
5	【問】 決議書の手印は、役職印(社長印)または法人印(社印)のどちらでしょうか。 →役職印(社長印)での押印をお願いします。
6	【問】 決議書の決裁を取るのに時間がかかる場合は、どのようにしたらよろしいでしょうか。 →決議書を郵送で 6 月 23 日までに BIM ライブラリ技術研究組合に届くようにしていただくことが原則です。 →間に合わない場合は、次の方法が考えられます。事務局にメールでご相談下さい。 (1) 代表者の決裁が取れたが郵送では間に合わない恐れがある場合、決議書の PDF をメールでお送りいただき、別途、決議書を速やかに郵送して下さい。 (2) その他の場合、事務局にお問い合わせください。

(参考送付)

BIM 技組総 第 3 号

令和 3 年 6 月 7 日

(組合員) 法人名

役職 氏 名 殿

BIM ライブラリ技術研究組合

理事長 奥 田 修 一

第 3 回総会（通常総会）の開催について

〔書面による出席（議決参加）のお願い〕

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶びを申し上げます。

平素より当組合の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り有り難うございます。

さて、BIM ライブラリ技術研究組合の第 3 回総会（通常総会）につきましては下記のとおり令和 3 年 6 月 24 日に開催することといたしますが、新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、各組合員におかれましては書面による出席（書面による議決参加（定款第 11 条第 2 項、第 3 項））をお願いいたします。

〔参考：定款〕

第 11 条（議決権）組合員は、各々一個の議決権を有する。

2 組合員は第 31 条第 1 項の規定（総会招集の手続）により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権を行うことができる（後段略）。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、ご出席（書面による議決参加）いただきますようお願い申し上げます

。

なお、書面による議決参加の方法につきましては、別添の「第 3 回総会（通常総会）」資料内の「議案書」に掲げる各議案について、ご審査の上、添付の「決議書」に示すところにより議決していただき、同封の封筒により 6 月 23 日迄にご返送お願いいたします。

（欠席（書面による議決に不参加）の場合は、お手数ながら、事前に書面により当職宛に通知いただきますようお願いいたします。）。

謹白

(附記事項)

- ・ ご返送は、恐縮ですが、6 月 24 日の総会（実会議）に附するため、6 月 23 日必着でお願いいたします（間に合わない場合は、メール等により事前にご通知いただき、その後に郵送お願いいたします。）。
- ・ 決議書の日付は、同様な理由により、6 月 23 日迄の日付でお願いいたします。

(参考送付)

記

1. 日時・場所 令和3年6月24日(木) 13:30～14:30 (一財)建築保全センター会議室

(上記のとおり開催することとし、各組合員には書面により出席(書面による議決参加)していただくことになります。)

2. 議 案

第1号議案 役員の選任について

第2号議案 令和2年度事業報告及び決算について

第3号議案 令和3年度事業計画及び収支予算について

(議案の内容は、別添「議案書」のとおり)

【問い合わせ先】

本件に対するご照会は、BIMライブラリ技術研究組合総務部長 吉澤義則までお願いいたします。

〒104-0033 中央区新川 1-24-8 TEL03-3553-6688

Email yoshizawa@bmmc.or.jp

[参考送付]

第 3 回 総 会
(通 常 総 会)

令和 3 年 6 月 2 4 日

B I Mライブラリ技術研究組合

第 3 回 総会（通常総会） 次 第

〔 令和 3 年 6 月 24 日（木）
13：30～14：30 〕

1 開 会

2 理事長挨拶

3 議 案

第 1 号議案 役員の選任について

第 2 号議案 令和 2 年度事業報告及び決算について

第 3 号議案 令和 3 年度事業計画及び収支予算について

4 閉 会

議 案 書

令和 3 年 6 月 2 4 日

B I Mライブラリ技術研究組合

〈第 1 号議案〉 役員の選任について

役員は、定款第 16 条の規定により、総会において選任することになっている。
 今般、理事 渡辺 博司 氏より、第 3 回総会終結の時をもって理事を辞任したい旨
 の「辞任届」が提出されました。これに伴い、次の者を後任の理事候補者として、
 総会に諮るものである。

候補者 氏名		所属先及び役職 (主な経歴及び兼職状況)	候補者とする理由
(理事) 寺島 敏文 [S35. 8. 2 生]	新任	一般社団法人日本建設業連合会 常務執行役 ・S58. 3 室蘭工業大学建築工学科卒 ・S58. 4 (株)竹中工務店入社 ・H 6. 7 同社シンガポール駐在 ・H14. 4 同社東京本店生産統括部工務部門副部長 ・H22. 4 同社東京本店本店長席企画グループ G L ・H26. 3 同社東京本店安全環境部長 ・H30. 3 同社北海道支店支店長 ・R 3. 4 (一社)日本建設業連合会常務執行役 [兼職状況] なし	建築分野に精通しており、建設業に関する技術の進歩等を推進する立場にあるため、当組合の理事に適任である。 (前任者(日建連常務理事)の後任として理事候補者とするもの。)

(任 期) 前任者の任期の満了する時まで

(前任者の任期：令和 2 年 6 月 30 日から 2 年以内に終了する決算期に関する
 通常総会の終結の時まで)

〈第 2 号議案〉 令和 2 年度事業報告及び決算について

1. 令和 2 年度事業報告

令和 2 年度 事業報告書	
自 令和 2 年 4 月 1 日	
至 令和 3 年 3 月 3 1 日	
B I Mライブラリ技術研究組合	
I. 組合の事業活動の概況に関する事項	
1. 当該事業年度の末日における主要な事業内容	…… P 4
2. 当該事業年度における事業の経過及びその成果	…… P 5
3. 当該事業年度における資金等の事項についての状況	…… P 7
4. 直近三事業年度の財産及び損益の状況	…… P 8
5. 対処すべき重要な課題	…… P 8
6. その他組合の現況に関する重要な事項	…… P 8
II. 組合の運営組織の状況に関する事項	
1. 総会の開催状況に関する事項	…… P 8
2. 組合員の数及びその増減	…… P 8
3. 役員	…… P 9
4. 職員の数及びその他の職員の状況	…… P 9
5. 業務運営の組織に関する事項	…… P 10
6. 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の 種類ごとの主要な施設の名称及び所在地	…… P 11
7. その他、組合の運営組織に関する重要な事項	…… P 11
III. その他組合の状況に関する重要な事項	…… P 11

I. 組合の事業活動の概況に関する事項

1. 当該事業年度の末日における主要な事業内容

(1) テーマ 1 : BIM オブジェクトの標準化

他の分野の研究活動成果を反映して継続的研究の実施

(2) テーマ 2 : BIM ライブラリの構築・運用

オブジェクトの作成と作成支援、BIM ライブラリ構築条件整理と構築

(3) テーマ 3 : BIM による 円滑な情報連携の実現

仕様情報との連携の検討

(4) テーマ 4 : BIM フロンティア技術

情報収集

2. 当該事業年度における事業の経過及びその成果

(1) テーマ 1 : BIM オブジェクトの標準化

a. 試験研究の具体的内容(設立時)

BIM オブジェクトは、建築物を構成する部材・製品・機器等を BIM でモデル化したものであり、形状(情報)と属性(情報)で構成される。形状(情報)は部材等の 3 次元の形であり、属性(情報)は、性能、種別、法令、仕様、耐久性、コスト等である。建築プロジェクトで BIM を利用する場合には、この BIM オブジェクトを作成し、また繰り返し利用するが、従来は個々の企業で BIM オブジェクトを作成しており、情報の配列・定義が不統一のため、円滑な情報連携ができなかった。そこで主に属性(情報)の標準化を図り、円滑な情報連携と生産性向上を図るものである。

前身の BIM ライブラリーコンソーシアムにおいて、2018 年 10 月に BLC BIM オブジェクト標準 (version1.0) が合意・確立されているが、これまでの調査研究によりいくつかの課題がわかっており、またテーマ 3, 4 に関連する検討箇所もあること、対象製品範囲を拡大する必要があることから、さらに標準化を進め、情報プラットフォームのルールとして適切なものを目指す。

b. 目指す最終成果(設立時)

BIM オブジェクト標準の確立、拡充

c. 令和 2 年度(2020 年度)実施内容

①建築分野について以下の内容を検討した。

- ・ 検討用サンプル建物の作成を通じた属性情報の活用手法の実用性の検討
- ・ 標準ワークフロー、データフローに見合った標準属性項目の整理

- ・構造に係る属性情報の整理
- ・標準属性項目を付加する機能を有するアドオンプログラムの項目の整理

②設備分野について以下の内容を検討した。

- ・オブジェクトライブラリの拡充
- ・オブジェクト属性及びオブジェクトライブラリの充足度の検討
- ・サンプル建物での検討
- ・サンプル建物での検討による属性情報及びオブジェクトの修正・整備

(2) テーマ 2 : BIM ライブラリの構築・運用

a. 試験研究の具体的内容(設立時)

建築プロジェクトでは、発注を境に、建物を構成する個々の製品等が一般名称から企業の固有な製品に変化する。このため BIM ライブラリで扱う BIM オブジェクトも、ジェネリックオブジェクト(一般名称)と、メーカーオブジェクト(製造企業、型式等が特定)が必要である。このうちジェネリックオブジェクトは当該研究で作成し、メーカーオブジェクトに関しては、標準化と作成を支援するツールの開発を行う。

またオブジェクトの提供、蓄積を行う BIM ライブラリは、幅広く利用できるよう、配信環境の設定、拡張性やセキュリティへの配慮を行うとともに、運用に必要な規約類の整備、モニタリング体制等の技術を開発する。

更に運用段階では、社会実装が可能かの観点から、技術及び運営の検証を行う。

b. 目指す最終成果(設立時)

オブジェクトの作成及び作成支援及び BIM ライブラリ構築・運用とその検証

c. 令和 2 年度(2020 年度)実施内容

①建築実務での利用可能性について、以下の内容を検討した。

- ・ユースケースの検討
- ・技術開発動向を踏まえた BIM ライブラリの配信方法等の検討
- ・BIM オブジェクトライブラリのあり方の検討

(3) テーマ 3 : BIM による 円滑な情報連携の実現

a. 試験研究の具体的内容(設立時)

設計から施工、施工から維持管理に円滑に情報が伝達できるよう、受け渡し・情報入力ルール明確化とオブジェクト標準への反映を研究するとともに、現在 BIM 導入を検討中等で、導入効果が大きいと考えられる分野(例：建築確認申請、仕様情報等)での BIM 活用を図るため、必要な情報連携技術の検討、標準の見直し等の環境整備を行う。また、

それらについて実プロジェクトでの試行、検証を行う。

b. 目指す最終成果(設立時)

円滑な情報連携による BIM 活用の拡大

c. 令和 2 年度(2020 年度)実施内容

①BIM の属性情報と公共建築工事標準仕様書等との連携について以下を検討した。

- ・仕様情報との連携の検討
- ・特記仕様書、施工計画書との連携の検討
- ・上記連携での分類コードの活用、施工目的物の引渡し及び維持管理における情報連携の検討

(4) テーマ 4 : BIM フロンティア技術

a. 試験研究の具体的内容(設立時)

BIM は、今後周辺領域・技術と連携しながら発展する可能性がある。このための情報収集、連携可能性検討等を行う。また BIM で新たに解決可能性が広がる分野も検討を広げる。具体的には、GIS、都市づくり、IoT、ビッグデータ、AI 等において、建築物でも連携・活用しやすい環境構築を図るとともに、設計から施工、建物所有者への設計意図の伝達等が考えられる。

b. 目指す最終成果(設立時)

BIM フロンティア技術における新たな可能性の創出

c. 令和 2 年度(2020 年度)実施内容

維持管理に BIM を活用した事例等の情報収集を行った。

3. 当該事業年度における資金等の事項についての状況

(1) 資金の借入れその他の資金調達

なし

(2) 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資

なし

(3) 他の法人との業務上の連携

国土交通省の建築 BIM 推進会議を通して、関係団体と必要な連携を行った。

(4) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲り受け、合併その他の組織の再編成

なし

4. 直近三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 令和元年度（令和元年 8 月 23 日設立）

(ア) 財産の状況

- a 資 産 33,282,402 円：現金・預金 28,457,125 円、収金 4,528,865 円、
前払費用 296,412 円
- b 負 債 27,187,557 円：未払金 24,567,972 円、未払法人税等 2,571,200 円、
預り金 48,381 円
- c 剰余金 6,094,849 円

(イ) 損益の状況

- a 収 益 59,238,896 円：研究委託費収入 45,938,865 円、賦課金等収入 13,300,000 円
事業外収益 31 円
- b 費 用 53,144,047 円：事業費用 26,059,195 円、一般管理費 24,513,652 円
法人税・住民税及び事業税 2,571,200 円
- c 当期純利益 6,094,849 円

5. 対処すべき重要な課題

BIM ライブラリ構築に必要なシステム開発費及び運用段階の継続的な収入を確保する
必要があり、賦課金の増額、事業収入の確保等が必要と思料される。

6. その他組合の現況に関する重要な事項

オブジェクトの標準化の意義、BIM ライブラリの役割について、関係者間の調整を図り
ながら進める必要がある。

II. 組合の運営組織の状況に関する事項

1. 総会の開催状況に関する事項

(1) 第 2 回総会（通常総会）

- ① 開催日時 令和 2 年 6 月 3 0 日 11：00～12：00
- ② 出席した組合員の数 本人出席 1 人、書面出席 8 0 人、欠席 1 1 名
- ③ 重要な事項の決議状況
 - 第 1 号議案 役員の選任
 - 第 2 号議案 令和元年度事業報告及び決算
 - 第 3 号議案 令和 2 年度事業計画及び収支予算

2. 組合員の数及びその増減

本年度(令和 2 年度)末組合員数 9 3 (R 元年度末に対し増 1)

3. 役員

(第2回総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。)

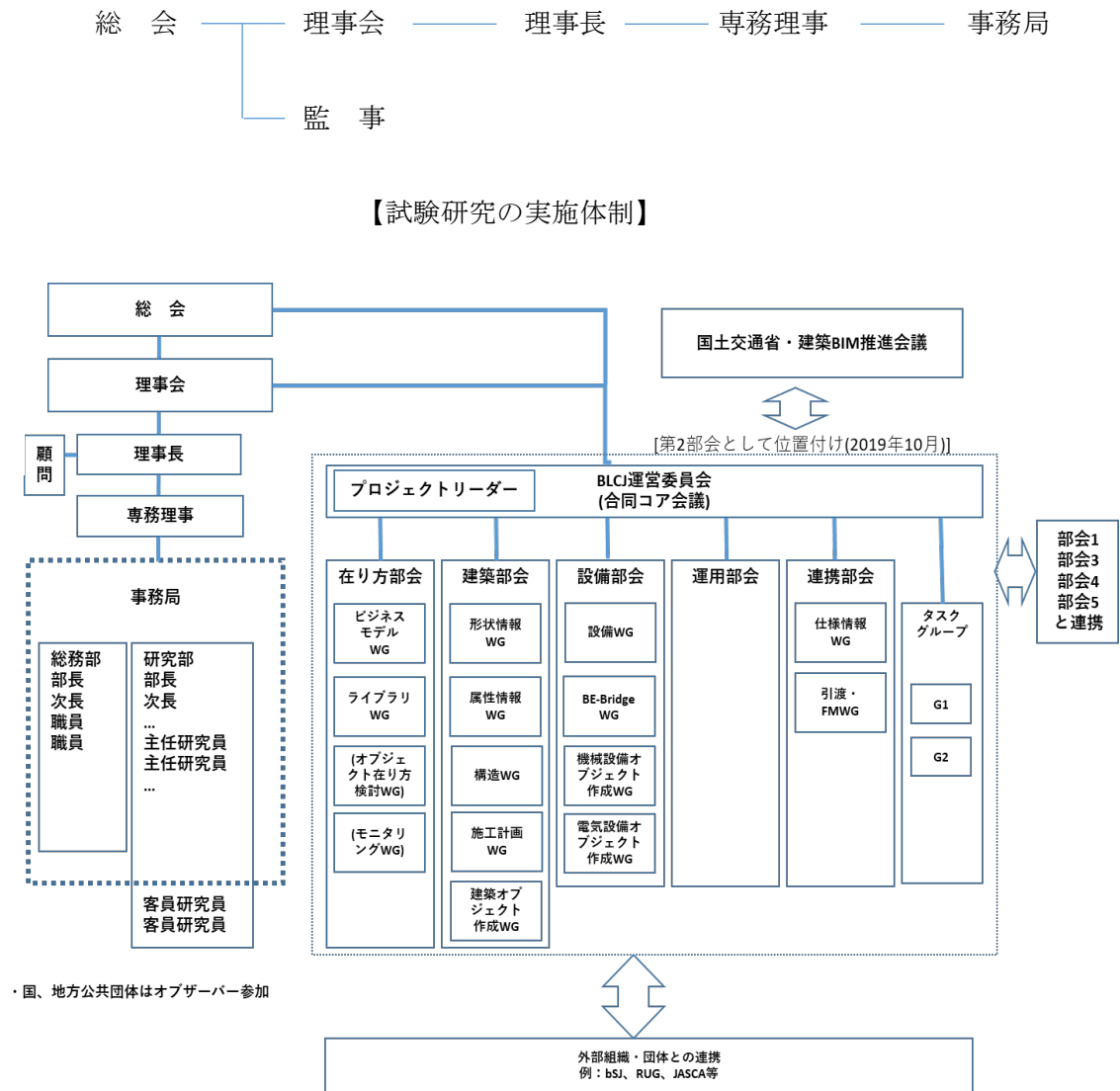
氏 名	組合における職制上の地位及び担当	他の法人の代表者等の場合、当該役職	当該事業年度中に辞任した場合、辞任年月日
奥田 修一	理事長	一般財団法人建築保全センター理事長	
寺本 英治	専務理事	一般財団法人建築保全センター理事・保全技術研究所長	
居谷 献弥	理事	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 専務理事	
一ノ瀬 雅之	同	東京都立大学都市環境学部 准教授	
志手 一哉	同	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授	
安田 幸一	同	東京工業大学 環境・社会理工学院建築学系 教授	
山下 純一	同	一般社団法人 building SMART Japan 代表理事	
山本 康友	同	東京都立大学都市環境学部 客員教授	
渡辺 博司	同	一般社団法人日本建設業連合会 常務理事	
羽山 眞一	監事	一般社団法人公共建築協会 常務理事	

4. 職員の数及びその増減その他の職員の状況

本年度(令和2年度)末職員数 6

5. 業務運営の組織に関する事項

(1) 組合の内部組織の構成を示す組織図



(2) 組合と密接な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要

なし

6. 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地

主たる事務所 BIM ライブラリ技術研究組合
東京都中央区新川 1－2 4－8

7. その他、組合の運営組織に関する重要な事項

国土交通省が主催する建築 BIM 推進会議及び関係外部部会との技術的連携を図るとともに、BIM ライブラリ構築の本格化に伴って、技術運営委員会を中心とした BLCJ 各部会及びワーキンググループの活動のより緊密な連携と推進を図る必要がある。

Ⅲ. その他組合の状況に関する重要な事項

新規組合員として加入を希望する企業が複数あり、手続きの迅速化を図るとともに、BIM ライブラリ技術研究組合の将来を展望した将来計画の作成とその普及活動を、ユーザー、製造者等に対して行う取り組みが必要である。

2. 令和2年度決算

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

BIMライブラリ技術研究組合

(単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	25,869,078	(負債の部)	
1. 現金及び預金	20,490,889	I 流動負債	20,929,858
(1) 現金	117,192	1. 未払金	20,849,803
(2) 預金	20,373,697	2. 未払法人税等	35,000
2. 未収金	3,375,000	3. 預り金	45,055
3. 前払費用	210,789		
4. 法人税等還付未収金	1,792,400	II 固定負債	0
		負債合計	20,929,858
II 固定資産	0		
		(純資産の部)	
III 繰延資産	0	I 剰余金	4,939,220
		II その他の純資産	0
		純資産合計	4,939,220
資産合計	25,869,078	負債及び純資産合計	25,869,078

損 益 計 算 書

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

BIMライブラリ技術研究組合
(単位：円)

科 目	金 額	
事 業 収 益		
研究委託費収入	31,743,000	
賦課金等収入		
賦 課 金	13,500,000	45,243,000
事 業 費 用		
B I Mライブラリ事業費支出		18,736,680
<u>売 上 総 損 益 金 額</u>		<u>26,506,320</u>
一 般 管 理 費		
役員報酬	4,739,304	
給与手当	10,109,189	
給与負担金	3,096,000	
通勤手当	442,768	
法定福利費	1,492,462	
旅費交通費	13,518	
通信費	145,976	
地代家賃	2,785,279	
リース料	591,360	
水道光熱費	214,998	
消耗品費	407,899	
租税公課	28,580	
広告宣伝費	631,895	
支払手数料	77,110	
諸会費	312,000	
支払報酬	909,480	
委員手当	1,465,000	
雑費	129,266	27,592,084
<u>事 業 損 益 金 額</u>		<u>△ 1,085,764</u>
事業外収益		
受取利息		135
<u>税 引 前 当 期 純 利 益</u>		<u>△ 1,085,629</u>
法人税、住民税及び事業税		70,000
<u>当 期 純 利 益</u>		<u>△ 1,155,629</u>

剰余金処分案

BIMライブラリ技術研究組合
(単位：円)

当期末処分剰余金	4,939,220
----------	-----------

これを次のとおり処分します。

次期繰越剰余金	4,939,220
---------	-----------

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手許保管	運転資金として	117,192
	預金	みずほ銀行新川支店 普通預金	運転資金として	20,373,697
		現金預金計		20,490,889
	未収金	事業収益	工期との関係で研究委託収入が未収となっているもの	3,175,000
		賦課金等収入	賦課金が未収となっているもの	200,000
		事業収益計		3,375,000
	前払費用	事務所賃貸料	事務所賃貸料の令和3年4月分の前払い	182,907
		職員通勤手当	通勤手当は6ヶ月分支給しているため、4月以降分の前払い	27,882
		前払費用計		210,789
	法人税等還付未収金		11月に中間納付した法人税等の還付金	1,792,400
流動資産合計				25,869,078
(固定資産)				0
(繰延資産)				0
資産の部合計				25,869,078
(流動負債)				
	未払金	事業費	研究事業の業務に係る未払い	20,204,555
		事務費	委員手当、消耗品費等の未払い	645,248
		未払金計		20,849,803
	預り金	源泉所得税	委員会委員等から預かっている源泉所得税	45,055
	未払法人税等		法人税等未払い分	35,000
流動負債合計				20,929,858
(固定負債)				0
負債の部合計				20,929,858
正味資産				4,939,220

個 別 注 記 表

BIMライブラリ技術研究組合

この計算書類は、技術研究組合の成立・運営等のガイドラインによって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

計算書類作成のための重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

監 査 報 告 書

B I Mライブラリ技術研究組合

理事長 奥田 修一 殿

私は、本日、B I Mライブラリ技術研究組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度における業務並びに会計及び財産の状況について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき、その妥当性について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告書の内容は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 決算書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録及び財務諸表に対する注記）は、法人の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。

令和3年5月20日

B I Mライブラリ技術研究組合

監 事 羽 山 真 一 

〈第 3 号議案〉 令和 3 年度事業計画及び収支予算について

1. 令和 3 年度事業計画

令和 3 年度事業計画書（案）

BIM ライブラリ技術研究組合(BLCJ)

I.試験研究の概要

(1) 試験研究の課題

建築物の設計・施工・維持管理の生産性向上が求められる状況にあつて、建築物の部材・部品の 3 次元の形状と性能等のデータを併せ持つ BIM (Building Information Modeling) を、多くの利用者が使いやすい環境に構築することが必要。そのために、共通ルール（標準）に基づいた情報基盤の形成が課題である。

(2) 試験研究の目的

BIM による円滑な情報連携の実現のため、繰返し利用される建築物の部材・部品の形状や性能等のデータ(BIM オブジェクト)を標準化し、その提供や蓄積を行う BIM ライブラリを構築・運用するとともに、現在 BIM 導入を検討・開発中でその効果が大きい分野との連携を図ることにより、効率的な建築物のプロジェクト管理等を実用化することを試験研究の目的とする。

また BIM オブジェクトの標準化と 広く利用される情報プラットフォーム(BIM ライブラリ)構築が主な成果であることから、社会利益を主眼とした試験研究であることが特色である。

II.試験研究の実施場所

(1) 主たる実施場所

BIM ライブラリ 技術研究組合 (BLCJ) 事務所
東京都中央区新川 1－2 4－8 (一財)建築保全センター内

(2) 従たる実施場所

構成する組合員の事務所

(3) 試験研究のために使用される設備の概要

設備名	台数	場所	用途等
-----	----	----	-----

試作した運用システム	1	BIM ライブラリ 技術研究組合事務所	BIM オブジェクトの試作、試 行及び課題
------------	---	------------------------	--------------------------

III.試験研究の具体的内容

令和2年(2020年)9月28日開催の技術運営委員会において、BIMの技術開発動向の状況なども踏まえて研究目標等の変更が行われた。それを反映して令和3年度(2021年度)の試験研究の内容を整理している。なお、方針変更の具体は、(活動報告書)を参照したい。

(1) テーマ1：BIM オブジェクトの標準化

a. 試験研究の具体的内容(設立時)

BIM オブジェクトは、建築物を構成する部材・製品・機器等を BIM でモデル化したものであり、形状(情報)と属性(情報)で構成される。形状(情報)は部材等の3次元の形であり、属性(情報)は、性能、種別、法令、仕様、耐久性、コスト等である。

建築プロジェクトで BIM を利用する場合には、この BIM オブジェクトを作成し、また繰り返し利用するが、従来は個々の企業で BIM オブジェクトを作成しており、情報の配列・定義が不統一のため、円滑な情報連携ができなかった。

そこで主に属性(情報)の標準化を図り、円滑な情報連携と生産性向上を図るものである。

前身の BIM ライブラリーコンソーシアムにおいて、2018年10月に BLC BIM オブジェクト標準 (version1.0)が合意・確立されているが、これまでの調査研究により課題が示されており、またテーマ 3,4に関連する検討箇所もあること、対象製品範囲を拡大する必要があることから、さらに標準化を進め、情報プラットフォームのルールとして適切なものを目指す。

b.令和3年度(2021年度)の実施予定内容

○BLCJ BIM オブジェクト標準 version2.0(以下「標準 ver2.0」という。)の確立を目指す。

- ・標準 ver2.0 の定義の整理
- ・建築確認・仕様書等との連携を属性情報に反映するとともに、透明性、公平性、中立性、用語の定義の統一等を確保する。
- ・属性情報に関して関係団体等と連携・調整して標準化を図るとともに、実用性に関してサンプル建物等において検証する。

c.令和 3 年度(2021 年度)に目指す成果

○標準 ver2.0 の確立

(2) テーマ 2：)BIM ライブラリの構築・運用

a. 試験研究の具体的内容(設立時)

建築プロジェクトでは、発注を境に、建物を構成する個々の製品等が一般名称から企業の固有な製品に変化する。

このため BIM ライブラリで扱う BIM オブジェクトも、ジェネリックオブジェクト(一般名称)と、メーカーオブジェクト(製造企業、型式等が 特定)が必要である。

このうちジェネリックオブジェクトは当該研究で作成し、メーカーオブジェクトは、標準化と作成を支援するツールの開発を行う。

またオブジェクトの提供、蓄積を行う BIM ライブラリは、幅広く利用できるよう、配信環境の設定、拡張性やセキュリティへの配慮を行うとともに、運用に必要な規約類の整備、モニタリング体制 等の技術を開発する。

更に運用段階では、社会実装が可能かの観点から、技術及び運営の検証を行う。

b. 令和 3 年度(2021 年度)の実施予定内容

○BLCJ 標準に基づく必要なオブジェクトの作成

○新たな配信方式を考慮したライブラリの構築のための要件設定の整理等

○標準 ver2.0 によるライブラリが社会の共通情報基盤となるために適したビジネスモデルを検討する。

c.令和 3 年度(2021 年度)に目指す成果

○建築確認等に必要オブジェクトの作成

○新たな配信方式を考慮したライブラリの要件設定

○標準 ver2.0 によるライブラリが社会の共通情報基盤となるために適したビジネスモデル

(3) テーマ 3：BIM による円滑な情報連携の実現

a. 試験研究の具体的内容(設立時)

設計から施工、施工から維持管理に円滑に情報が伝達できるよう、受け渡し・情報入力ルール の明確化とオブジェクト標準への反映を研究するとともに、現在 BIM 導入を検討中等で、導入効果が大きいと考えられる分野(例：建築確認申請、仕様情報等)での BIM 活用を図るため、必要な情報連携技術の検討、標準の見直し等の環境整備を行う。

また、それらについて実プロジェクトでの試行、検証を行う。

b.令和3年度(2021年度)の実施予定内容

- 標準仕様書、施工監理指針、施工計画書等の情報連携(日本版 CHORUS システム)の検討(分類体系コード、その他コードの活用も含む)
- 建築確認に必要なオブジェクトレベルの情報等の整理
- BIM オブジェクト、ライブラリ等に必要な知的所有権の在り方、規約類の検討

c.令和3年度(2021年度)に目指す成果

- 標準仕様書、施工監理指針、施工計画書等の情報連携の確立
- BIM オブジェクト、ライブラリ等に必要な規約類

(4) テーマ4：BIM フロンティア技術

a.試験研究の具体的内容(設立時)

BIM は、今後周辺領域・技術と連携しながら発展する可能性がある。このための情報収集、連携可能性検討等を行う。また BIM で新たに解決可能性が 広がる分野も検討を広げる。

具体的には、GIS、都市づくり、IoT、ビッグデータ、AI 等において、建築物でも連携・活用しやすい環境構築を図るとともに、設計から施工、建物所有者への設計意図の伝達等が考えられる。

b.令和3年度(2021年度)の実施予定内容

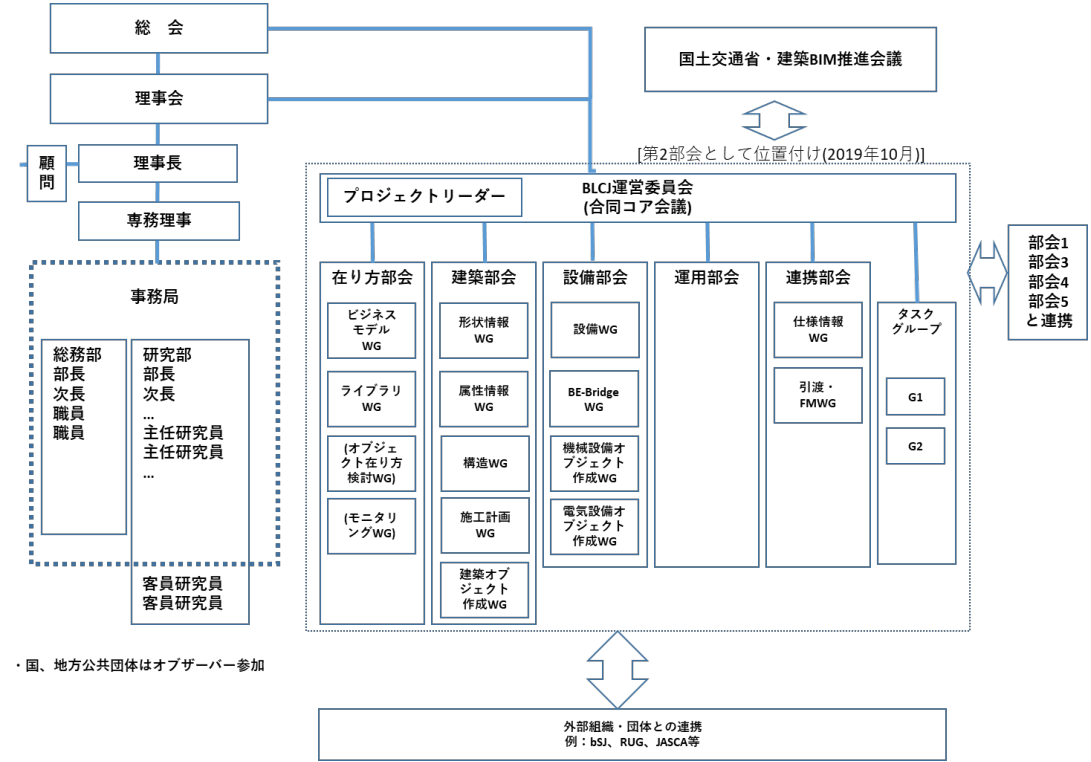
- ・他領域の情報収集

c.令和3年度(2021年度)に目指す成果

- ・他領域の情報の整理

IV.試験研究の実施体制

表 BIM ライブラリ技術研究組合の部会長、副部会長、WG 主査等



☐ 技術運営委員会
BIMライブラリのビジネスモデル、ライブラリの構築、オブジェクトの在り方、モニタリングに関する検討及びBIMに関する最新の情報交流を行う。
☐ 在り方部会
BIMライブラリのビジネスモデル、ライブラリの構築、オブジェクトの在り方、モニタリングに関する検討及びBIMに関する最新の情報交流を行う。
☐ 建築部会
BIMライブラリ標準(BLCJ標準)のうち建築領域の(ELV、ユニット製品を含む)の作成、改訂及び同標準に基づく建築領域のオブジェクトの作成
☐ 設備部会
BIMライブラリ標準(BLCJ標準)のうち機械設備領域、電気設備領域の作成、改訂、同標準に基づく機械設備領域、電気設備領域のオブジェクトの作成及びBE-Bridge仕様の改訂、活用
☐ 運用部会
BIMライブラリの運用に関する各種基準の作成及びBIMオブジェクトの知的財産権等に関する検討
☐ 連携部会
建築確認申請プロセスにおけるBIMオブジェクト連携に関する検討・整理、BIMライブラリ標準(BLCJ標準)に基づくBIMオブジェクトと仕様情報との連携に関する検討・整理及びBIMライブラリ標準に基づくオブジェクトの実プロジェクトでの試行検討

表 BIM ライブラリ技術研究組合の部会長、副部会長、WG 主査等

技術研	理事長	奥田 修一	(一財)建築保全センター理事長
究組合	アドバイザー	寺本 英治	(一財)建築保全センター保全技術研究所長
在り方	部会長	安田 幸一	東京工業大学 教授
部会	副部会長	山下 純一	(一社)buildingSMART Japan 代表理事
	ビジネスモデル WG	山下 純一	(前出)
	ライブラリ WG	寺本 英治	(前出)
	バグ・バグ・バグ WG 主査	安田 幸一	(前出)
	モニタリング WG 主査	(未定)	
建築	部会長	志手 一哉	芝浦工業大学教授
部会	副部会長	岩村 雅人	(株)日本設計
	形状 WG(WG1)主査	糸島 光洋	(株)佐藤総合計画
	属性情報 WG(WG2)主査	石川 隆一	(株)梓設計
	建築バグ・バグ・バグ作成 WG 主査	石田 憲	(株)日建設計
	施工計画 WG 主査	志手 一哉	(前出)
	構造 WG 主査	大越 潤	応用技術(株)
設備	部会長	一ノ瀬 雅之	東京都立大学准教授
部会	副部会長・機械設備バグ・バグ・バグ作成 WG 主査	吉原 和正	(株)日本設計
	副部会長・電気設備バグ・バグ・バグ作成 WG 主査	吉永 修	(株)日建設計
	設備主査	焼山 誠	(株)大林組
	BE-Bridge WG 主査	谷内 秀敬	(一社)buildingSMART Japan
運用	部会長	山本 康友	東京都立大学客員教授
部会			
連携	部会長	山本 康友	(再出)
部会	副部会長	吉田 哲	(株)日建設計
	仕様情報 WG 主査	山口 浩史	BIM ライブラリ技術研究組合
	引渡 FM WG 主査	(未定)	
事務局	研究部長	山口 浩史	BIM ライブラリ技術研究組合
	担当	山中 隆	BIM ライブラリ技術研究組合
	担当	平田 昌美	BIM ライブラリ技術研究組合
	担当	福島 孝治	BIM ライブラリ技術研究組合
	担当	渋谷 玲	BIM ライブラリ技術研究組合

2. 令和3年度収支予算

令和3年度収支予算書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

BIMライブラリ技術研究組合
(単位：千円)

収入の部		支出の部	
科 目	金額	科 目	金額
I 事業収入	31,700	I 事業費用	19,428
1. 研究委託費	31,700	1. ライブラリ構築&オブジェクト作成委託費	14,428
		2. ライブラリ構築&オブジェクト作成業務費	5,000
II 賦課金等収入	13,500		
1. 賦課金	13,500	II 一般管理費	25,772
		1. 人件費	16,573
		2. 事務費	9,199
合 計	45,200	合 計	45,200

参 考 資 料

(1) 定 款

BIM ライブラリ技術研究組合 定款

第1章 総 則

(事業)

第1条 本組合は、建築物の設計・施工管理の省力化をはじめとする生産性向上による持続的な経済成長、科学技術イノベーションの創出などが求められる状況にあつて、BIM (Building Information Modeling—建築情報モデル) 活用のための共有基盤を形成する課題を解決するために、次の事業を行う。情報ソフトインフラの試験研究と社会実装が目的であるため、主として社会利益を主眼とした試験研究を行う点が、本技術研究組合の特色である。

- 一 BIM による円滑な情報連携の実現のため、繰返し利用される建築物の部材・部品の形状や性能等のデータ (BIM オブジェクト) を標準化し、その提供や蓄積を行う BIM ライブラリを構築・運用するとともに、現在 BIM 導入を検討・開発中でその効果が大きい領域との連携を図ることにより、効率的な建築物のプロジェクト管理等の実用化に関する試験研究を実施すること。
- 二 組合員のために前号の試験研究の成果を管理すること。
- 三 組合員に対する技術指導を行うこと。
- 四 試験研究のための施設を組合員に使用させること。
- 五 前各号の事業に附帯する事業

(名称)

第2条 本組合は、BIM ライブラリ技術研究組合 (略称 BLCJ : Building information modeling Library Collaborative research association of Japan) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本組合は、事務所を東京都中央区に置く。

第2章 組合員

(組合員の資格)

第4条 本組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に本組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者とする。

- 2 本組合は、前項に規定する者のほか、国立大学法人、産業技術研究法人、私立学校法第3条に規定する学校法人、技術研究組合、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は試験研究を主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人を組合員とすることができる。

(加入)

第5条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

(自由脱退)

第6条 本組合の組合員は、90日前までに予告し、事業年度の終了の時に脱退することができる。

(法定脱退)

第7条 本組合の組合員は、次の事由によって脱退する。

- 一 第4条に規定する組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の決議によってすることができる。この場合は、本組合は、その総会の日10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- 一 費用の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員
- 二 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- 三 本組合の名誉を著しく毀損する行為をした組合員

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に對抗することができない。

(費用の賦課)

第8条 本組合は、次に掲げる事項を考慮して、組合員に本組合の事業に要する費用を賦課することができる。

- 一 本組合の行う試験研究の成果を利用する分量
- 二 組合員の事業規模及び法人属性等
- 三 新規に加入する組合員について、既存の組合員が過去に負担した金額
- 四 脱退する組合員について、脱退事業年度及びその翌事業年度以降に負担する金額

2 前項に規定する費用の賦課及び徴収の方法は、総会の決議により定める。

3 組合員は、前2項の費用の納付について、相殺をもって本組合に對抗することができない。ただし、将来賦課されるべき費用の納付に充てることを約して本組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

(損失の処理)

第9条 損失の処理の方法は、事業年度ごとに総会において定める。

(組合員名簿の作成等)

第10条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名又は名称及び住所又は居所

二 加入の年月日

2 組合員は、氏名又は名称及び住所又は居所を変更したときは、遅滞なく本組合に届け出なければならない。

(議決権)

第11条 組合員は、各々一個の議決権を有する。

2 組合員は第31条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(守秘義務)

第12条 本組合の組合員(組合員が法人である場合には、その役員又は職員)又は組合員であった者は、本組合の事業の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(使用料及び手数料)

第13条 本組合は、施設等の使用料及び事務等の手数料を徴収することができる。

第3章 事業の執行

(事業の執行)

第14条 本組合は、第1条の事業について、この定款、試験研究の実施計画及び毎事業年度の事業計画等に基づいて、適切に執行する。

第4章 役員

(役員の定数)

第15条 本組合の役員の定数は、次のとおりとする。

理 事 3人以上10人以内

監 事 1人又は2人

(役員の選任)

第16条 役員は、総会において、第33条の規定により選任する。

(役員の資格)

第17条 本組合の理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人（組合員たる法人に代わって本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人に限る。）でなければならない。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、次のとおりとする。

理 事 2年

監 事 4年

2 前項の任期は、任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員のために選任された役員の任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合においては、新たに選任された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

(役員に欠損を生じた場合の措置)

第19条 役員が欠けた場合又はこの定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、会計に関するものを監査する。

2 監事は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。

(理事長等)

第21条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、必要に応じて常務理事を置くことができることとし、理事会において選任する。

2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 常務理事は、専務理事を補佐して本組合の業務を執行する。
- 5 理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちから理事長の代理者又は代行者1人を定める。

(責任の免除又は限定)

- 第22条 本組合は、技術研究組合法第34条第1項の責任について、同条第5項に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって、免除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、本組合は、技術研究組合法第34条第1項の責任について、同条第9項で準用する会社法第426条第1項に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、本組合は、技術研究組合法第34条第1項の責任について、役員（理事長、専務理事、常務理事及び前条第5項で定める代表者又は代行者を除く。）が同条第9項で準用する会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約を当該役員と締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 会議

(理事会の権限等)

- 第23条 本組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事会の招集)

- 第24条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、他の理事が理事会を招集する。
 - 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 前項の規定による理事会の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

- 第25条 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第26条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議長)

第27条 理事会においては、理事長又は理事会において選任される者が、その議長となる。

(理事会の議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 理事会の議事録は、開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の技術研究組合法施行規則（以下「規則」という。）第14条第3項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 3 規則第14条第4項各号に掲げる理事会の決議があったものとみなされた場合及び理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(通常総会の招集)

第29条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事会の決議を経て、理事長が招集する。

(臨時総会の招集)

第30条 臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の決議を経て、理事長が招集する。

- 2 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、総会の目的である事項及び召集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求

のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総会招集の手続)

第31条 総会の招集は、総会の日から10日前までに、総会の目的である事項及びその内容を示し、書面又は電子メールにより組合員に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(総会の決議事項)

第32条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- 四 費用の賦課及び徴収の方法
- 五 本組合の解散
- 六 組合員の除名
- 七 事業の全部の譲渡
- 八 技術研究組合法（以下「法」という。）第34条第5項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除
- 九 毎事業年度の決算関係書類及び事業報告書
- 十 本組合の組織変更、合併又は新設分割
- 十一 役員の選任
- 十二 損失の処理
- 十三 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認める事項

(総会の議事)

第33条 総会の議事は、法又はこの定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第31条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たとき及び同条第2項の規定により招集の手続を経ることなく開催する場合は、この限りでない。

(特別の決議)

第34条 次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 本組合の解散
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 法第34条第5項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除
- 六 本組合の組織変更、合併又は新設分割

(総会の議事録)

- 第35条 総会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 総会の議事録は、開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の規則第51条第3項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

- 第36条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の作成)

- 第37条 本組合は、規則第43条から第45条までに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成するものとする。

(残余財産の処分)

- 第38条 本組合の解散後の残余財産の処分は、本組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して、総会の決議により定める方法により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、解散の目的が本組合の事業を承継する、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人の設立の場合にあっては、残余財産（組合の研究開発に係る知的財産の一切を含む。）を当該法人に承継するものとする。
- 3 組織変更及び新設分割の場合にあっては、法令の規定によるものとする。
- 4 第1項及び前項において勘案する組合員がした負担及び寄与の程度には、BIM ライブラリーコンソーシアムにおける負担及び寄与の程度を含むものとする。

第7章 雑則

(公告方法)

- 第39条 本組合の公告は、本組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

(規約)

第40条 この定款に定めるもののほか、本組合の運営に関し必要な事項は、規約で定める。

(顧問)

第41条 本組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時本組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、本組合を代表することができない。

(参事)

第42条 本組合は、理事会の決議により、参事を選任し、主たる事務所において、本組合の業務を行わせることができる。

(使用言語)

第43条 本組合における使用言語は、日本語とする。

付 則

(施行期日)

1 この定款は、本組合の設立の登記の日から施行する。

(設立当初の事務所の所在地)

2 本組合の設立当初の事務所の所在地は、東京都中央区新川1丁目24番8号に置く。

(設立当初の役員)

3 本組合の設立当初の役員は、第16条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理 事 長 奥田 修一（一般財団法人建築保全センター 理事長）

専務理事 寺本 英治（一般財団法人建築保全センター 理事）

理 事 居谷 献弥（一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 専務理事）

同 一ノ瀬 雅之（首都大学東京都市環境学部 准教授）

同 志手 一哉（芝浦工業大学建築学部建築学科 教授）

同 葉石 善一（一般社団法人日本建設業連合会 常務理事）

同 安田 幸一（東京工業大学 環境・社会理工学院建築学系 教授）

同 山下 純一（一般社団法人 building SMART Japan 代表理事）

同 山本 康友（首都大学東京都市環境学部 客員教授）

監 事 羽山 眞一（一般社団法人公共建築協会 常務理事）

(設立当初の役員の任期)

- 4 設立当初の役員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される通常総会の終結の時までとする。

(第 1 回事業年度)

- 5 第 1 回の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、本組合の設立の登記の日に始まり、令和 2 年 3 月 31 日に終わる。

(2) 役員名簿

令和3年6月24日現在

役職	氏名	所属先及び役職
理事長	奥田 修一	一般財団法人建築保全センター理事長
専務理事	寺本 英治	一般財団法人建築保全センター理事・保全技術研究所長
理事	居谷 献弥	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会専務理事
同	一ノ瀬 雅之	東京都立大学都市環境学部 准教授
同	志手 一哉	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
同	安田 幸一	東京工業大学 環境・社会理工学院建築学系教授
同	山下 純一	一般社団法人building SMART Japan 代表理事
同	山本 康友	東京都立大学都市環境学部 客員教授
同	渡辺 博司	一般社団法人日本建設業連合会 常務理事
監事	羽山 眞一	一般社団法人公共建築協会 常務理事

(五十音順)

(3) 組合員名簿

令和3年6月24日現在 (五十音順)

(企 業)		47	東電設計(株)
1	アイテック(株)	48	TOTO(株)
2	(株)朝日工業社	49	(株)トーエネック
3	アズビル(株)	50	東芝キャリア(株)
4	(株)梓設計	51	東洋熱工業(株)
5	(株)イズミシステム設計	52	(株)日積サーバイ
6	(株)石本建築事務所	53	(株)日建設計
7	(株)NYKシステムズ	54	(株)日本設計
8	エーアンドエー(株)	55	日本郵政(株)
9	(株)FMシステム	56	日本ピーマック(株)
10	(株)大林組	57	日本メックス(株)
11	(株)大塚商会	58	野原ホールディングス(株)
12	応用技術(株)	59	(株)ノーリツ
13	(株)奥村組	60	パナソニック(株)
14	オートデスク(株)	61	日立グローバルライフソリューションズ(株)
15	河村電器産業(株)	62	(株)ファーストスキル
16	鹿島建設(株)	63	福井コンピュータアーキテクト(株)
17	(株)関電工	64	ブレンスタッフ(株)
18	(株)キッツ	65	プロパティデータバンク(株)
19	(株)キャディアン	66	(株)ベイテクノ
20	(株)キャデナス・ウェブ・ツー・キャド(株)	67	ホーチキ(株)
21	(株)きんでん	68	丸紅アークログ(株)
22	(株)久慈設計	69	三谷産業(株)
23	(株)熊谷組	70	三菱電機(株)
24	(株)久米設計	71	(株)安井建築設計事務所
25	グラフィソフトジャパン(株)	72	(株)山下設計
26	(株)建築ピボット	73	(株)四電工
27	(株)構造計画研究所	74	(株)LIXIL
28	佐藤工業(株)	75	YKK AP(株)
29	(株)佐藤総合計画	(団 体)	
30	(有組)C-PES研究会	1	(一財)建設業振興基金
31	(株)C B S	2	(NPO)建築技術支援協会
32	(株)シスプロ	3	(一財)建築保全センター
33	清水建設(株)	4	(一社)全国建設業協会
34	新菱冷熱工業(株)	5	(一社)日本建設業連合会
35	住友セメントシステム開発(株)	6	(公社)日本建築家協会
36	大成建設(株)	7	日本建築仕上材工業会
37	(株)大建設計	8	(一社)日本建築士事務所協会連合会
38	ダイキン工業(株)	9	(公社)日本建築士会連合会
39	(株)ダイテック	10	(公社)日本建築積算協会
40	高砂熱学工業(株)	11	(一社)日本サッシ協会
41	(株)竹中工務店	12	(一社)日本建築積算事務所協会
42	(株)中電工	13	(一社)日本電設工業協会
43	デュアル・アイ・ティー(株)	14	(一社)日本リノベーション・マネジメント協会
44	東急建設(株)	15	(一社)buildingSMART Japan
45	(株)トータル都市機構	16	(公社)ロングライフビル推進協会
46	戸田建設(株)		
(個 人)			
1	東京都立大学都市環境学部 准教授 一ノ瀬 雅之 (設備部会長)	3	東京工業大学環境・社会理工学院建築学系教授 安田 幸一 (在り方部会長)
2	芝浦工業大学建築学部建築学科教授 志手 一哉 (建築部会長)	4	東京都立大学都市環境学部 客員教授 山本 康友 (運用部会長)